

体育部新規加盟に関する細則

昭和五十六年一月一日施行
平成十二年五月二十二日改正

第七条 一、代表委員会は、審査期間中、仮加入団体の活動を調査しなければならない。
二、一項の調査の結果は、代表委員会全構成員に報告されなければならない。

第一条 東北大学生友会体育部規約第4章に定める加盟手続きについては、この細則の定めるところによる。

第二条 この細則は常任委員会によつて直接に直轄せられる組織（以下「直轄部」という）への加入、直轄部たる地位の継続及び体育部への新規加盟に関する手続き並びに直轄部の権利、義務について定めたものである。

第三条 いかなる団体も、直轄部たる地位を経なければ、新たに体育部に加盟することはできない。

第四条 一、すべての団体は、加入申請及び参考書類を添えて、常任委員会に対して直轄部への加入を求める申請を行うことができるとする。

二、仮加入の申請は、四月一日以降六十一日以内に行なわなければ、これを受理しない。

第五条 一、常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査する。適当と認められたときは、申請団体は、直轄部への仮加入が認められ、常任委員会の指導の下に置かれる。

二、加入が認められたときは、常任委員会は、その年度の六月の代表委員会にその経過を報告する。

第六条 第十四条から第十七条までの規定は、仮加入が認められた団体については、これを適用しない。

い。

二、常任委員会は、直轄部の活動状況の補足を資料として提出できる。

三、代表委員会における地位の継続に係る議案は、投票により、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

四、直轄部たる地位の継続に係る議案を可決したときは、直轄部として一年間活動したのみなされ、さらに、直轄部たる地位を時期も引き続いて継続することができる。

五、直轄部たる地位の継続に係る議案が否決されたときは、続けて当該地位の失効につき議決を行わなければならない。三分の二以上の賛成を以て、当該地位は失効される。但し、失効されなかつた場合でも、継続が否決されている以上、一年間活動しなかつたとはみなされない。

第六条 前条に定める継続を可決された場合は、否決されたが直轄部としての地位は失効なかつた場合は、当該年度の一月一日より一年間を有効期間として直轄部たる地位を継続できる。

第十三条 直轄部は、直轄部登録又は継続登録の有効期間中、常任委員会の監督の下におかれる。

第十四条 直轄部は、隨時常任委員会が提出を命じた書類を、速やかに提出しなければならない。

第十五条 一、直轄部は代表委員会、体育部役員会及び部長会議のすべての会議に毎回出席しなければならない。但し、議決権及び予算請求権は、いかなる会議においてもこれを認めない。

三、常任委員会は一項に定める代表委員の毎月の調査の結果を当該仮加入団体に報告し、問題点を指摘している場合は改善する様指導しなければならない。

四、常任委員会は当該年度の十二月の代表委員会に、仮加入団体の本加入の可否を議案として提出しなければならない。

五、常任委員会における本加入に係る議案は、投票により出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

六、常任委員会は審査期間中、直轄部の活動を審査しなければならない。

七、常任委員会は、直轄部登録は、一年間をその有効期間とし、代表委員会で本加入が認められた年度の一月一日より、これを開始する。

八、常任委員会は審査期間中、直轄部たる地位の継続の可否を議案として提出しなければならない。

九、常任委員会は、直轄部登録は、一年間をその有効期間とし、代表委員会で本加入が認められた年度の一月一日より、これを開始する。

十、常任委員会は審査期間中、直轄部たる地位の継続の可否を議案として提出しなければならない。

十一、常任委員会は、第十四条に規定する書類の未提出又は提出の遅滞が甚だしい程度においてなされたときに、直轄部に当該地位を失効される。但し、発議は十分な資料を以てなさなければならぬ。

十二、常任委員会は第十五条に規定する会議の欠席が甚だしい程度においてなされたときに、直轄部に対し改善する様指導することができる。

十三、常任委員会は前二項に基づいてなされた指導の経過を代表委員会に報告することができる。

十四、常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査し適当と認められたときは、その年度の二月の代表委員会にその経過を報告するとともに、新規加盟の申請は、一月一日より三十日以内に行わなければ、これを受理しない。

十五、常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査し適當と認められたときは、その年度の二月の代表委員会にその経過を報告するとともに、新規加盟の可否を議案として提出する。但し、当該議案の可否は投票によって出席委員の三分の二以上の

賛成を要す。

二、前項の代表委員会において可決したときは、常任委員会はその旨を当該年度の体育部役員会に報告する。この役員会において承認されたときは、その旨を当該年度の学友会全學協議会に報告する。

三、新規加盟につき当該年度の全學協議会において承認を得たときは、申請直轄部は、その承認を以て体育部への新規加盟が開始される。この場合においては、遅滞なく所定の登録手続きを行わなければならない。

四、新規加盟審査の過程において、いずれかの承認が受けた場合、第十一条に規定する審査を受け新たに一年間活動したどみなされた後でなければ、再び新規加盟申請を行うことができない。

第二十一条 学友会予算は、学友会全學協議会で新規加盟が認められた次年度よりこれを配分される。

第二十二条 この細則の改正は東北大学学友会体育部規約第五条第三号に規定する重要な事項とする。

附則

1 本細則は、昭和五十六年一月一日より発効する。

附則（昭和六十一年五月十六日改正）

- 1 この細則は、昭和六十一年五月十六日から施行する。
- 2 この細則に基づいて常任委員会内規を別に定める。

第一章 総則

東北大学学友会体育部規約

平成二年十一月二十一日改正

ければならない。

第八条 代表委員会の議長は、代表委員会において選出される。

第九条 代表委員会は、代表委員の三分の二以上の出席の会議において、過半数をもって議決する。但し、重要事項の議決について、出席者の三分の二以上を必要とする。

第十条 委任状は、これを認めないが、全権を委任できる代理の出席は、出席者の三分の二以上を必要とする。

第十一条 体育部の事業は、本委員会において決定する。

第十二条 代表委員会は原則として月一回、代表委員会議長が、これを招集する。但し左記の場合には臨時に召集されなければならない。

1. 代表委員五名以上の要求があつた場合

2. 常任委員会が招集を決定した場合

3. 常任委員長が必要と認めた場合

第二節 常任委員会

第四条 代表委員会は、体育部の決議機関であり、各部はこの決定に従わなければならぬ。但し、重要事項については、体育部役員会の承認を得なければならない。

第五条 重要事項は、次のように規定する。

1. 代表委員五名以上が重要事項であると申し出た場合
2. 常任委員会で重要事項と決定された場合
3. その他、特に重要事項と認めた場合

第六条 代表委員会は、体育部所属の部、各一名の代表によつて構成される。

第七条 各部は、代表委員一名を適宜選出し、常任委員会に報告しな

第十六条 常任委員会には次の役職を置く。

1. 常任委員長 一名

2. 副委員長 若干名

第十七条 常任委員長は、常任委員会を代表し、会務を掌握する。又、職務分担を決定する。

第十八条 常任委員長は、常に学友会中央会及び体育部役員会、東北地区大学体育連盟との連絡競技にあたり、円滑な体育部運営をはかるため、左記の役員を兼ねるものとする。

1. 学友会中央会体育部学生委員 二名
2. 体育部役員会学生委員 二名
3. 東北地区大学体育連盟常任幹事 一名

第十九条 常任委員会は、第二条の目的達成のため、各部活動の監督及び会計監査を行う。

第二十条 常任委員会は、各部より事業届、行事決定を提出させ、施行後は実施状況報告を提出させる。

第二十一条 常任委員会は、各部在籍部名簿の提出されない部への予算の執行を、これがあるまで中止するものとする。なお、部員名簿の提出は、四月下旬及び十月上旬とする。

第三節 実行委員会

第二十二条 実行委員会は、体育部の事業を行うために組織される委員会である。

第二十三条 実行委員会は、常任委員がこれを必要と認めた場合、第十一条に基づき発足する。

第二十四条 実行委員は、各部から一名ずつ推薦される。但し、代表委員又は常任委員の兼任を妨げない。

第二十五条 実行委員の任期は原則として一年とする。但し、重任を

第一回体育部役員会から要請があつた場合
2. 体育部長（又は体育部副部長）一名
3. 各部部長
4. 理事
5. 幹事
6. 学生委員
7. 代表委員

ただし、バスケットボール部・バレー部に關しては、部で一票の議決権を有するものとする。

第三十四条 役員会の成立には、少なくとも左記の出席が必要とされる。

1. 体育部長（又は体育部副部長）一名
2. 各部部長（又は副部長）過半数
3. 理事 一名
4. 学生委員 一名
5. 代表委員 過半数

第三十五条 役員会は、年一回体育部長がこれを招集する。但し、左記の場合は臨時に招集される。

1. 代表委員会から要請があつた場合
2. 体育部長が必要と認めた場合

第三十六条 体育部役員会の議長は、体育部長（又は体育部副部長）がこれを務める。

第三十七条 役員会における議決権は、各部部長（又は副部長）、理事、学生委員、代表委員が各一票有するものとし、過半数をもつて議決する。但し、可否同数の際は、議長の議決による。

第三章 会計

第三十八条 体育部の会計は、学友会会則会計の章に準じて行われる。

第三十九条 体育部の経費は、学友会全学協議会で決定された予算及びその他の収入によって充当する。

第四十条 体育部の予算是、新年度に、各部に割り当てられる。但し、配分方法については、常任委員会が活動実績並びに実情実績、企画等を認知の上、原案を作成し、代表委員に諮り、これを決定する。

第四十一条 各部の会計監査は、常任委員会会計局があたる。

妨げない。

第二十六条 実行委員長は実行委員会で互選される。但し、代表委員の承認を必要とする。

第二十七条 実行委員会は、活動を代表委員会に報告する義務を負う。また、その活動は必要性に応じて代表委員会の承認を得なければならない。

第四節 部長会議

第二十八条 部長会議は、代表委員の顧問的役割を果たす。

第二十九条 部長会議は、体育部長、各部部長によって構成される。

第三十条 部長会議は、必要に応じて体育部長がこれを招集する。

第三十二条 本役員会は、東北大学学友会細則第十条に基づき、次の役員及び代表委員によって構成される。

第三十三条 本役員会は、毎年二月の常任委員会に報告しなければならない。

第三十四条 各部の会計報告は、毎年二月の常任委員会に報告しなければならない。

第五章 加盟、廃止、統合手続き

第四十三条 体育部に加盟し、又は廃止、統合しようとする団体は、必要書類を常任委員会に提出しなければならない。

第四十四条 常任委員会は、前条書類の提出を受け、これを審査し適当と認めた場合は次期代表委員会に議案として提出し可決をする。

第四十五条 前条において可決した場合は、学友会全学協議会に報告し、その承認を得た場合は加盟又は廃止、統合することができる。

第四十六条 規約改正は、重要事項とする。

第四十七条 この規約に基づいて細則を別に定める。

第四十八条 本規約は、代表委員会及び体育部役員会の承認を得た昭和五十四年一月二十七日より発効するものとする。

第五章 附則

第四十九条 本規約改正は、重要事項とする。

第五十条 この規約に基づいて細則を別に定める。

第五十一条 本規約は、代表委員会及び体育部役員会の承認を得た昭和五十四年一月二十七日より発効するものとする。

東北大学学友会体育部

四賞並びに学友会長賞授与規定

平成二十一年五月十四日改正

(由来)

一、黒川杯は、東北大学第十代学長、黒川利雄先生の御意志に基づき、昭和四十一年十二月に創設されたものである。創設以来、東北大学学友会応援団（以下「応援団」という）がこれを主催していくが、昭和五十七年度より東北大学学友会体育部（以下「体育部」という）の主催となつた。

黒川杯

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部どし、審査及び式典の運営は、東北大学学友会体育部常任委員会（以下「常任委員会」という）と応援団がこれを行う。

(受賞資格)

四、黒川杯は団体賞とし体育部所属運動部を受賞有資格団体とする。

(審査)

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

六、審査対象期間は、毎年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキーア、航空の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日ま

の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。

七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の行事内容を中心に、試合成績があるときはそれも加味して総合的に審査し、優秀な一

團体を選出し、代表委員会がこれを決定する。

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

学友会長賞

(由来)

一、学友会長賞は、黒川杯の精神に基づき、黒川杯の個人賞として昭和四十二年に創立され、以来東北大学学友会会长から授与されているものであり、応援団がこれを主催していたが、昭和五十七年度より体育部の主催となつた。

（目的）
二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上を目的とする。

（組織）

三、主催は体育部どし、審査及び式典の運営は、常任委員会と応援団がこれを行う。

（受賞資格）

四、学友会長賞は、個人賞とし、体育部所属運動部を当年度卒部見込の者を受賞有資格者とする。

（審査）

での一年間の体育活動を対象とする。

（授与式典）

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。内容を加味して、総合的に審査し、優秀な一団体を選出し、東北大学学友会体育部代表委員会（以下「代表委員会」という）がこれを決定する。

志村杯

一、志村杯は、東北大学学友会体育部長、志村憲助先生の御退官にあたって、先生の御意志に基づき、昭和五十七年に創設されたものである。

（目的）

二、東北大学における体育活動の振興と、スポーツレベルの全体的向上を目的とする。

（組織）

三、主催は体育部どし、審査及び式典の運営は、常任委員会と応援団がこれを行う。

（受賞資格）

四、志村杯は団体賞とし体育部所属運動部を受賞有資格団体とする。

（審査）

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

六、審査対象期間は、毎年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキーア、航空の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日ま

の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキーア、航空を受けた後、東北大学学友会会长がこれを決定する。

（授与式典）

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

（目的）

二、東北大学における体育活動の振興と、スポーツレベルの全体的向上を目的とする。

鈴木賞

（由来）

一、鈴木賞は、東北大学学友会応援団部長、鈴木雅洲先生の御意志に基づき昭和五十三年に創立されたものである。創設以来、応援団部長賞の名称で応援団がこれを主催していたが、昭和五十七

年度より体育部の主催となつた。

（目的）

二、東北大学における体育活動の振興と、スポーツレベルの全体的向上を目的とする。

（組織）

三、主催は体育部どし、審査及び式典の運営は常任委員会と応援団がこれを行う。

（受賞資格）

四、鈴木賞は個人賞とし、体育部所属運動部員のうち、二年生を受賞有資格者とする。但し、スケート、スキーア、航空の各部員については、三年生を受賞有資格者とする。

（審査）

（由来）

（目的）

六、審査対象期間は、入部から入部した年度の次年度十二月末日まで

の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキーア、航空の各部員については、入部から入部した年度の次年度末日までの体育活動を対照とする。

七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の各個人の実績を総合的に審査し、優秀な人物を一名以上選出し、代表委員会がこれを決定する。

(授与式典)

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

男女別れる場合は、別個に表彰する。

(授与式典)

一、本四賞並びに大谷賞の改正は、重要事項である。

二、この規定は平成五年十二月九日から施行し、平成六年一月一日から適用する。

附則

一、大谷賞は、東北大学主管で行われた第二十六回国立七大学総合体育大会における、東北大学の総合優勝を記念して、第四代

東北大学学友会体育部長、大谷茂盛先生の御発意に基づき昭和六十二年度に創設されたものである。

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部どし、式典の運営は常任委員会と応援団がこれを行

う。

四、大谷賞は、団体賞どし、毎年行われる国立七大学総合体育大会に正式参加し、優勝した部を受賞団体とする。但し、競技種目が

体育部加盟団体の処分に関する細則

平成二十四年六月十二日改正

第四条

第一条 東北大学学友会体育部規約第四章に定める廃止手続きについては、この細則の定めるところとする。

第二条 この細則は体育部に加盟している組織（以下「部」という）と

してふやわしくないものの降格（部を体育部新規加盟に関する細則に規定するところの直轄部にすること）および除籍（加盟団体資格を剥奪すること）および活動停止の手続き、また、降格されたものの昇格（直轄部を部とすること）および除籍されたものの再加盟（除籍されたものが再び直轄部となること）の手続きを定めたものである。以下、処分とは降格および除籍および活動停止のことを指す。

第五条

一、常任委員会は代表委員会において当該団体に降格および除籍のいずれの審査がふやわしいかを提議することができる。

二、代表委員会における降格および除籍に関する議決は、すべて無記名投票を以ってするものとし、出席委員の三分の二以上

でこれを決する。

三、活動停止に関する定義が承認された場合、ただちにその処分は効力を発するものとする。

四、代表委員会において処分に関する提議が承認された場合、その旨を当該年度の体育部役員会に報告する。

五、第四項の体育部役員会において承認された場合にはその旨を全学協議会に報告する。

六、当該年度の全学協議会において降格または除籍に関する提議が承認された場合、その承認を以って処分は決定するものとする。この場合においては、遅滞なく所定の降格または除籍の手続きを行わなければならぬ。

第三条 常任委員会は加盟団体の活動状況を常時把握し、対外的に看過できない事故・事件など学友会体育部としてあるまじき行為、

体育部全体の利益を害する行為をした体育部加盟団体に対し、常任委員会の三分の二以上の発議があつた場合には、代表委員会に対して関係資料を添え、加盟団体の処分に関する提議をすることができる。処分とは、降格および除籍および活動停止のうち一つまたは複数を指す。

七、代表委員会、体育部役員会、全学協議会において降格または除籍の提議が否決された場合においても、常任委員会、代表委員会は当該団体の活動に対し指導を行うことができる。

第六条

一、降格された部は直轄部とする。なお、直轄部の権利などに関しては新規加盟に関する細則に従う。降格されてから一年間を経過し、かつ、降格の原因となつた問題点が解消された場合においては、当該団体は常任委員会に対して新規加盟に関する申請をすることができる。この申請が認められた場合、当該団体は最低二年間体育部新規加盟に関する細則の定めるところの審査を受けるものとする。再加盟については体育部新規加盟に関する細則第十七条の規定に従うものとする。

二、除籍された団体に関しては、その後二年間は新規加盟に関する申請は認めない。二年が経過した後には新規加盟に関する申請を常任委員会に提出する事ができる。なお、この申請が認められた場合、当該団体は直轄部仮加入団体として扱い、以降の審査は体育部新規加盟に関する細則の定めるところとする。

三、降格および除籍された部の予算に関しては、その提議が可決された年度については配付するものとする。

第七条 この細則の改正は、東北大学学友会体育部規約第五条第三号に規定する重要事項とする。

常任委員派遣に関する細則

令和三年六月十七日改正

第四条

一、常任委員の派遣を行うことが困難な部は、以下の要件を満たす場合、常任委員会に対し派遣義務の免除を申請することができる。

一、常任委員会が指定した時点において、当該部に所属する学部一年生の人数が六を満たない場合

二、その他前号に準ずる特別な事由がある場合

二、派遣義務の免除申請は、常任委員会の指定する期日までに行わなければならない。

三、派遣義務の免除申請は、常任委員会によつて審議され、前々項の要件を満たすと認められた場合、これを受理される。

第五条 派遣された常任委員が正当な理由なく任期満了前に辞任した場合、常任委員会は当該部に対して罰則を科すことができる。

一、常任委員会は、別表1に従つて部を五つのグループに分け、よりアルファベットの早いグループに属する部から順に常任委員の派遣を要請する。

二、同一グループ内では、常任委員会が指定した時点における学部一年生の人数が多い部から順に常任委員の派遣を要請する。

第三条 以下に示す理由がある場合、常任委員会は特定の部からの主旨的な常任委員の派遣を拒否することができる。

一、常任委員となる本人が望んでいない場合

二、当該部に所属する当該学年の常任委員が二名を超える場合

三、その他前二号に準ずる正当な理由がある場合。

四、常任委員会は、正当な理由なく派遣義務を履行しなかつた部に対して、罰則を科すことができる。

五、常任委員となる本人が望んでいない場合

六、当該部に所属する当該学年の常任委員が二名を超える場合

七、常任委員となる本人が望んでいない場合

最終派遣年度とは、当該部から派遣され任期を満了した常任委員が、最後に派遣された年度のこと。新たに正規加盟団体に昇格した部は、グループAに振り分ける。

別表1

グループ	最終派遣年度
A	5年以前
B	4年前
C	3年前
D	2年前
E	1年前

編集後記

私は北雄の作成に携わらせていただ
くのが今回で3回目でした。各部活が
部の魅力を表現しようと趣向を凝らし
て作成した文章や写真は、見応えがあ
りとても興味深いものであったと思いま
す。私も運動部に所属しているため
北雄の編集に参加することで様々な部
活の熱量を感じ良い刺激をいただき
非常に有意義な活動となりました。

青木祐太朗

北雄は新入生が部活を決める際の参
考になるだけでなく、東北大学のスポー
ツがどのように盛り上がっているのか
を感じ取ることができます。新入生に
限らず、手にとって読んでいただける
と嬉しいです。

佐藤壮真

今年も北雄の制作に携わり、新入生
の皆さんのがより大学生活を充実したも
のにするための手助けができるることを
嬉しく思います。各体育部が時間をか
けた完成させたページをより多くの新
入生の皆さんに見てもらえたらしいな
と想います！

澁谷美祈

北雄作成に取り組む中で、メールの
書き方やファイルの扱い方など、社会
で使うことができるスキルを身につけ
ることができました。また、広報局に
所属していなければ知ることができな
かったであろう東北大学の全学友会の
それぞれの活躍についてもよく知るこ
とができる、自分の部活動に対する姿
勢も変化したように思います。

伊藤 明

北雄とは東北大の機関誌として毎
年発行している冊子で、各部活動から
集めた、部活の様子、戦績、名物部員
などの多くの情報を掲載しています。
そんな北雄の編集に今回は携わらせて
いただき大変光栄でした。ぜひこの北
雄を読んで東北大の部活動の魅力に
気づいていただきたいなと思います。

佐藤
雄紀

北雄65号の編集では主に七大戦に出
場する旧帝国大学の七大戦実行委員長
の寄稿文の取りまとめを担当しました。
新入生の皆さんに少しでも七大戦の魅
力が伝われば幸いです！

杉野
舞